

平成24年 第3回 築上町議会定例会会議録（第2日）

平成24年9月7日（金曜日）

議事日程（第2号）

平成24年9月7日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第75号 平成24年度築上町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第2 議案第76号 平成24年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第3 議案第77号 平成24年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第4 議案第78号 平成24年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第5 認定第1号 平成23年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第2号 平成23年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第3号 平成23年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第4号 平成23年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第5号 平成23年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第6号 平成23年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第7号 平成23年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第8号 平成23年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第9号 平成23年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第10号 平成23年度築上町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第11号 平成23年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第16 認定第12号 平成23年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第79号 築上町空き家等の適正管理に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第80号 築上町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第81号 築上町森林とのふれあい施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第82号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(追加分)
- 日程第21 意見書案第7号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書(案)について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第75号 平成24年度築上町一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第2 議案第76号 平成24年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第3 議案第77号 平成24年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第4 議案第78号 平成24年度築上町水道事業会計補正予算(第2号)について
- 日程第5 認定第1号 平成23年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第2号 平成23年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第3号 平成23年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第4号 平成23年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第5号 平成23年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第6号 平成23年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第7号 平成23年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第8号 平成23年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第9号 平成23年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて

- 日程第14 認定第10号 平成23年度築上町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第11号 平成23年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第12号 平成23年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第79号 築上町空き家等の適正管理に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第80号 築上町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第81号 築上町森林とのふれあい施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第82号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(追加分)
- 日程第21 意見書案第7号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書(案)について

出席議員(16名)

1番 小林 和政君	2番 宮下 久雄君
3番 丸山 年弘君	4番 工藤 政由君
5番 工藤 久司君	6番 有永 義正君
7番 吉元 成一君	8番 田村 兼光君
9番 塩田 文男君	10番 西畑イツミ君
11番 塩田 昌生君	12番 中島 英夫君
13番 田原 宗憲君	14番 信田 博見君
15番 武道 修司君	16番 西口 周治君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 進 克則君 書記 則松 美穂君

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	副町長	八野 紘海君
教育長	進 俊郎君		
会計管理者兼会計課長		田中 哲君	
総務課長	吉留 正敏君	財政課長	則行 一松君
企画振興課長	渡邊 義治君	人権課長	松田 洋一君
税務課長	田村 一美君	住民課長	平塚 晴夫君
福祉課長	高橋 美輝君	産業課長	中野 誠一君
建設課長	平尾 達弥君	都市政策課長	久保 和明君
上水道課長	加來 泰君	下水道課長	古田 和由君
総合管理課長	宮尾 孝好君	環境課長	永野 隆信君
農業委員会事務局長 ...	田村 幸一君	商工課長	神崎 一浩君
学校教育課長	金井 泉君	生涯学習課長	田原 泰之君
監査事務局長	石川 武巳君		

午前10時00分開議

議長（田村 兼光君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

ただいまから議事に入ります。

・

日程第1．議案第75号

議長（田村 兼光君） 日程第1、議案第75号平成24年度築上町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。武道議員。

議員（15番 武道 修司君） それでは、早速質問に入らせていただきます。ページ、18ページの商工費の中の商工振興費で、駅前の街路灯省エネルギー化促進事業補助金というのが上がってます。この補助金制度は、平成21年からできて、駅前の街灯をLED化することで、その全額の補助金を出すというふうなことで始まったやつじゃなかったかなというふうには思ってます。それで、当初予算にも上がってなくて、今回こういうふうに上がってきたいきさつというか。私は、基本的に全てもうLED化になってたのかなというふうには思ったんですが、まだなっていない部分があったのか。それと、これはどの場所で、誰が申請を上げられて、どこ

に支払いをするのかもあわせてお答えをお願いしたいというふうに思います。

議長（田村 兼光君） 商工課、神崎君。

商工課長（神崎 一浩君） 商工課、神崎です。今の質問ですが、平成21年度、総務省の交付金事業で、椎田駅前防犯灯組合に14灯のLEDを設置を行っております。

そして、本年7月、椎田駅周辺に雷が落ちまして、14灯のうち11灯が破損しております。そして、そのうち修理代の約半額25万の要望といいますか、組合のほうから要望が出ておまして、その分を補助いたします。

以上です。

議長（田村 兼光君） 武道議員。

議員（15番 武道 修司君） 雷ということで、これはいいんですが。そういうふうな部分に対して、町のほうから今半額という話がありましたが、ほかの部分での補いというのはいませんか。地元がミスをしたとか何かがあって自己負担が出てくるというのはあるんです。当初はこれ全額してるんですね。そういうふうな雷とか自然災害で、そういうふうなことが起きたとなったときに、半分のというふうな対策の方法でいいんですか。ちょっとそこに対する考え方を教えていただきたいというふうに思います。

議長（田村 兼光君） 商工課長。

商工課長（神崎 一浩君） LEDを設置しまして、電気代がかなり下がっております。この分で当然町が全額ということはちょっと多いかなと思って、半額の助成にさせてもらっております。

また、雷対策のほうをするように、両方の組合、椎田駅前と築城駅前の防犯組合がありますので、そのほうには指導しております。

議長（田村 兼光君） いいですか。ほかにございませんか。西畑議員。

議員（10番 西畑イツミ君） ページ、12ページの19節共聴施設支援補助金というのが上がっておりますが、どこの地域の共聴施設をつくるんでしょうか。

それと、ページ、17ページの19節に補助金を減額しておりますが、その理由を説明してください。

それと、投資的補助金、活力ある高収益型園芸産地育成事業の補助金が上がっておりますが、何に対する補助金でしょうか。

ページ、20ページにトイレの改修工事費が上がっておりますが、これは何カ所する予定でしょうか。

以上、お願いします。

議長（田村 兼光君） 吉留総務課長。

総務課長（吉留 正敏君） 総務課の吉留です。まず、お尋ねの12ページの21目の共聴施設

支援事業費の補助金でございますが、これは奈古地区に11個で、共聴施設の組合ができましたので、そこに対する補助金です。

なお、これは当初予算に計上いたしておりましたけれども、その後、国のほうで単価の改正がございましたので、単価改正に伴います増額の補助金となっております。

以上です。

議長（田村 兼光君） いいですか。中野産業課長。

産業課長（中野 誠一君） 17ページの19節と言われましたが、農業振興費の19節のことでよろしいでしょうか。

議員（10番 西畑イツミ君） はい。

産業課長（中野 誠一君） 農業振興費の19節鳥獣害被害防止対策の補助金が減額1,200万円になっております。これは事業費、当初は1,200万を見込んでおりましたが、精査しました結果、700万程度で済むということでしたので、一部500万を減額いたしました。そして、国のほうから補助金として支出するのではなく、原材料を町のほうで入札して購入して、それを地元で支給して、地元で施行しなさいと、そういう指示がございましたので、原材料のほうに700万を組みかえております。500万の減額と組みかえでございます。

それから、その上の土地改良区の補助金143万円の減額は、椎田土地改良区が、今年度はもう賦課金を、計上賦課金をとらないというふうに決まりましたので、町の補助金も、当初組んでおりましたが減額しております。

以上でございます。

議長（田村 兼光君） ほかにありますか。

産業課長（中野 誠一君） 済みません、もう一つ、忘れておりました。活力ある高収益型園芸産地育成補助金でございますが、これは東八田の認定農業者の方が県の補助金をいただいて、農機具、トラクター等の農機具を整備するための半額の補助金分でございます。

以上です。

議長（田村 兼光君） ほかにありますか。久保都市政策課長。

都市政策課長（久保 和明君） 都市政策課の久保です。20ページの8款6項2目の工事請負費の中の公営住宅修繕補修工事ということで、210万の予算を上げてます。公営住宅におきましては、高齢化ということで、和式から洋式のほうに切りかえるのと、その際、便槽を改修するということで、宇留津団地に2件、正毛田団地3件、船田団地2件のトイレ改修を計画しております。合わせて7件のトイレ改修の費用を上げております。

以上です。

議長（田村 兼光君） ほかにありますか。西畑議員。

議員（１０番 西畑イツミ君） 今、１７節の活力ある高収益型園芸産地育成事業の補助金の中で、農機具を購入するということですが、どういう農機具を購入されるのでしょうか。

議長（田村 兼光君） 中野産業課長。

産業課長（中野 誠一君） トラクター、それからトラクターにつけます部品とか管理機、そういったものでございます。

議長（田村 兼光君） まだあるかね。西畑議員。

議員（１０番 西畑イツミ君） トイレの改修工事で７件で言われたんじゃないでしょうか。２カ所ずつだったら６カ所になるんですが、私の聞き間違えでしょうか。

議長（田村 兼光君） 久保都市政策課長。

都市政策課長（久保 和明君） 都市政策、久保です。正毛田団地が３カ所でございます。それで合計、あと宇留津、船田については２カ所ですので、７カ所ということです。

議員（１０番 西畑イツミ君） わかりました。

議長（田村 兼光君） ほかにありませんか。これで質疑を終わります。工藤議員。

議員（５番 工藤 久司君） ページが、１５ページ、１６ページにまたがってますシステム導入の委託料の件と、またその１６ページの簡易水道事業特別会計の繰出金についての説明をお願いします。

まず、システム委託料に関しては、前回６月で出たと思います。それが、またこういう形で、予防費と上下水道施設費という形で上がってるので、何か不備があったのかなというのと、この拠出金です。上水道、簡易水道ですか。当初予算でも約８，０００万ぐらいの繰出金があったと思いますが、これを見ると、何か調査業務委託料ということですので、どういう調査をするのかの内容をあわせてお願いします。

議長（田村 兼光君） 平塚住民課長。

住民課長（平塚 晴夫君） 住民課の平塚でございます。４款の１項２目予防費のシステム導入委託料でございます。これは健康管理システムということで、２５年度の町の電算システムの変更に伴いまして、あわせて健康総合システムということで導入をするものでございます。不備があるということではなくて、新たに質のいい部分を導入したいということで計上させていただいております。

以上でございます。

議長（田村 兼光君） いいですか。ほかにありますか。加來上水道課長。

上水道課長（加來 泰君） 上水道課、加來でございます。この分の補正につきましては、平成２７年度末を目指しまして、簡易水道事業と上水道事業の統合を計画しております。それにつきまして、双方の事業の内容等検討するための総合的な調査、計画をするというふうになってお

ります。

以上です。

議長（田村 兼光君） 工藤議員。

議員（5番 工藤 久司君） もう1点あったんですけども、まず予防費の件ですが、これ当初予算にも上がっていたのを、よりよい、何ていうんでしょう、システムにかえるために新たに予算を組んだのか。

それと、4、3、1の先ほども言いました上水道の施設費も、これ企業会計という形で上がってますから、これは当初予算というか、6月の時点ではあったものを、今の予防費と同様、よりよいシステムを導入するために新たにしたのか。そのあたりをもう一度お願いします。

議長（田村 兼光君） 加來上水道課長。

上水道課長（加來 泰君） 上水道課、加來です。4、3、1の上水道設備費の電算システムにつきましては、当初予算に計上されておりませんでした。それで、今回計上させていただいております。

議長（田村 兼光君） 工藤議員。

議員（5番 工藤 久司君） 要するに計上を忘れてたということですね。何で忘れてたのかは、また話は長くなるでしょうから。

それと、先ほど簡易水道の業務委託料ですが、27年度末によろしく 合併当初から何回か一般質問でもしてきましたが 上水道と一緒にしようということで、27年度を目標に簡易水道を統合するというための調査委託料ということで、27年度には確実に、これを言うとおれでしょうけど、計画どおりにやっていくということによろしいでしょうか。

議長（田村 兼光君） 加來上水道課長。

上水道課長（加來 泰君） 加來です。27年度に確実に統合するというところで進めております。

以上です。

議長（田村 兼光君） ほかにございませんか。塩田議員。

議員（9番 塩田 文男君） 2点お尋ねしたいと思います。先ほど武道議員が言われた18ページの駅前街路灯省エネルギー化補助金の件なんですけれども、築城、椎田駅前はまだLEDに、以前、五十何力所か、何基かつけかえられて、今聞いた話で雷が落ちて11個破損したということで、その半分を補助しますと。で、電気代が下がるから半額補助という形に聞こえたんですが、しかしながら、まだコスト的には、コストというのは結構高いんですが、雷が落ちて、電気代が安いから半分補助しますというのは何か踏んだり蹴ったりみたいな話に聞こえるんですが、全額補助でもできるんじゃないかと僕はそういうふうに思います。その辺を詳しく説明いた

だきたいと思います。

それから、もう1点。関連資料の分で、電算システム関連という形で今質問された、工藤議員がされましたけど、これの委託料、器具費も全部説明いたしたいんですが。

内容というのは、この議案書に出ている分と内容は全然変わらないんですけど、この詳細をやはりこういう資料で出すときに詳しく説明いたしたいと思います。特に、委託料、システム、内容について。例えば、人件費、人件費があれば人件費が、これは一時的なものなのか、年間通じての人件費なのか。その詳細を全て今教えていたきたいなと思います。

以上です。

議長（田村 兼光君） 神崎商工課長。

商工課長（神崎 一浩君） 商工、神崎です。駅前の防犯灯については、従来、個人がお金を出し合って、広告という格好で設置、維持をしていたと思います。そして、21年の総務省の交付金事業で町のほうがLEDの設置を行っております。そして、管理を組合のほうがされておまして、電気代も2分の1以下になったと聞いております。その分で組合のほうと協議をいたしまして、半額ということで話を、予算要望をさせてもらっております。

以上です。

議長（田村 兼光君） 平塚住民課長。

住民課長（平塚 晴夫君） 住民課の平塚でございます。システム委託料に関してでございます。このシステム導入委託料については、導入に関してかかる分で、1回だけ導入時にかかるものでございます。

内容は、システムの導入諸経費、使用決定とか打ち合わせの関係、そしてシステムセットアップ、総合テスト、出荷準備等、立ち会いとかする部分の打ち合わせ費用です。そして、帳票の変更対応にかかる分、関連製造経費ということなんです。そして、概要、詳細設計、プログラムの作成等、住基とかほかの機関の関連に調整する経費、そして操作研修費とデータ移行料ということで、合わせて導入にかかる経費を組んでおります。

以上です。

議長（田村 兼光君） 加來上水道課長。

上水道課長（加來 泰君） 上水道課、加來です。会計システムにつきましては、ハードウェアといたしまして、PC、サーバー本体、それから関連機器、無停電電源装置ですとかの関連機器等です。ソフトウェア関連につきましては、基本ソフト、あとそれに付随します固定資産管理ソフト等々となっております。

導入経費委託料につきましては、設置から現地の調整費、それから職員の研修費、それからデータ移行の費用等となっております。委託料につきましては、単年度だけの支出というふう

になっております。

以上です。

議長（田村 兼光君） ほかにございませんか。委員会で聞けえや。もう、行け、行け。

議員（9番 塩田 文男君） システムの導入費の内訳について、今後これは金額をとか、もう高いとか安いとか言っても僕たちわかんないんで、これに出された、例えば予防費で880万ですか、これについて880万の内訳を右側に内容を、右に書けなければよそに書くという形で。コンピューター、私ども詳しくないんで、今説明されたのもどこまで説明されたのか、正しいのかも判断できません。この金額に合わせて、何が幾らなんだ、何が幾らなんだという形で、詳細を今後出していただきたいなと思います。

その中に、以前、思いついたたびに聞くと、人件費幾らとかという形でいろいろありますけども、もう今後こういうシステムとかの値段について、高いなとか安いなとかいうのも私ども想像でしかないですし、皆さん方もこれは高いのを買わされてるとか、安いのをゲットしたとか、そういうことの判断は皆さんたちのする仕事でしょうから、ただこの詳細について、議案書と関連資料が一緒のようなものを出されても私たちわかんないんで、もう少し丁寧に詳細を詳しく出していただきたいなと思います。

それから、街路灯事業の補助金については、課長の聞けば聞くほど答えが違うんですけど、組合と話し合われたということなので、それ以上聞くつもりないですけども、雷でしたんですから、もっと考え方があってもよかったのではないかなと思います。

ですから、それよりもこのシステムの関連についての内容、詳細について、今後そういうふうに出していただけると。もし町長よければ何か返事もらえますか。いいですかね。そういう詳細をちゃんと出してくれということです。

議長（田村 兼光君） 新川町長。

町長（新川 久三君） これは皆さんの要望を全て出せば莫大な資料になるし、質問の中で私は言っていたきたいとこのように考えておりますけど。もし資料が要れば、資料で提案したいとこのように考えております。

以上です。

議長（田村 兼光君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第75号は、厚生文教、産業建設、総務それぞれの常任委員会に付託します。

日程第2．議案第76号

議長（田村 兼光君） 日程第2、議案第76号平成24年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第76号は、厚生文教常任委員会に付託します。

． ．

日程第3．議案第77号

議長（田村 兼光君） 日程第3、議案第77号平成24年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第77号は、厚生文教常任委員会に付託します。

． ．

日程第4．議案第78号

議長（田村 兼光君） 日程第4、議案第78号平成24年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第78号は、厚生文教常任委員会に付託します。

． ．

日程第5．認定第1号

議長（田村 兼光君） 日程第5、認定第1号平成23年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。武道議員。

議員（15番 武道 修司君） 決算の関係で、全般にわたることで1点お聞きしたいと思えます。この何年か経常収支比率悪い中で、昨年80%台になってよくなったというふうな傾向があったわけなんです、今年度2.5ポイントほど悪化をして、また90%台に戻った。この経常収支比率が、私は一番財政問題の健全化かどうかという一つの大きな指標になる数字ではない

かというふうに私自身も考えています。そのポイントが悪くなった、悪化していったという要因、一番の要因は何なのか、その要因が今後改善できていく要因なのかについてお聞きしたいというふうに思います。

議長（田村 兼光君） 則行財政課長。

財政課長（則行 一松君） 財政課、則行でございます。経常収支比率につきましては、今年度が90.6%ということで前年に比べて上昇をいたしております。この部分につきましては、分子となります一般経常経費、これを標準財政規模で割って求めるものでございます。この部分につきましては 標準財政規模じゃなくて経常一般財源でしていくものでございます。

分子となります経常経費につきましては、人件費、公債費等の減額によりまして、この部分は下がっております。扶助費等の関係で増額が出ておりますので、総合的には昨年とほぼ同額というふうになっております。

その中の分母となります経常一般財源でございますが、この部分は地方交付税、それと税収また臨財債、こういうものが主になりますけども、地方税、地方交付税、これにつきましてはほぼ横ばいと。大きく減った原因が、臨時財政対策債の部分が約1億9,000万ほど下がっております。分母となりますものが減額になったということで、実質的には経常収支比率が増加したというふうに解釈をいたしております。

ですから、経常経費自体はほぼ昨年と同額ですけども、その分母となる経常一般財源が減額になったということで率が上がったというふうに考えております。

また、この傾向につきましては、やはり人口減によりまして交付税の減額。今年度は交付税と、平成24年度は交付税並びに臨時財政対策債で約1億円の減額になっております。ですから、平成23年度と経常的な歳出がほぼ同額であれば上がると、24年度についても経常収支比率は上昇するものというふうに考えております。

以上です。

議長（田村 兼光君） 武道議員。

議員（15番 武道 修司君） 分母が少なくなって分子は一緒だと。だから、数字が結果的に上昇したんだと。当然入ってくるお金と出ていくお金のこれは比率で、入ってくるお金が少なくなれば、出すお金を少なくするというやっぱり努力は必要だろうと思う。

一般家庭でも入ってくるお金が少なくなれば、出すお金は今までと一緒ですというわけにはやっぱりいかなくなってくる。節約とかいろんな方法をとるんだろうと。

それが一緒だったということにすると、その経営というか、その財政管理からいえば、その努力が見えないということになるのではないかなというふうに思います。当然、必要なものはやっていかないといけない。でも、やっぱりその中でも入ってくるお金が少なくなったというところ

での努力というものをしっかり出すべきだろうと思う。

今の流れからいけば、来年度もまた厳しくなるという今お話がありました、議案はあくまでも平成23年度の問題です。23年度についてお聞きしますが、その今言う流れの中で、23年度の分子に当たる一般経費が削減できなかった、一緒だったと。分母が少なくなるという傾向は途中でわかったと思う。その段階で、その分子になる部分の努力というか、減らす、減額をすとか、節約をすとかいう努力をどこまでしたのかをお聞きしたいというふうに思います。議長（田村 兼光君） 則行財政課長。

財政課長（則行 一松君） 財政課、則行でございます。まず、努力をしたかということでございますが、職員の人件費等につきましては確実に減額をされております。人件費につきましても減額はいたしておりますが、その中での増加要因というのが議員共済の廃止に伴います議員の共済費、これが四千数百万出ております。

それと、東日本の大震災に伴いまして、消防団の関係の特別負担金、こういうものがやはり一千数百万上がってきております。こういうものが通常であればちょっと臨時的なものというふうには考えられるんですけども、この部分は県の指導の中で、経常的なものに上げなさいというふうな指導がっております。ですから、こういう部分で、人件費につきましても抑制があまりきかなかったということになっております。

公債費につきましても、公債費の残高の総額は減ってきておりますので、公債費自体は下がってきております。それに増して、昨年は臨時財政対策債の平成17年度分ですけども、この分の繰り上げ償還を2億2,000万ほど行っております。それと、もう1件が、干拓に、老健施設に貸しております平成の、以前に地域総合整備ということで1億円貸しております、その部分の繰り上げ償還が、繰り上げ償還といいますか、うちのほうに返還が800幾らありました。その部分についても繰り上げ償還をいたしております。

ですから、努力をしていないというより、やはり財政的には、経常経費的な部分は今の割と体力のあるうちにしていきたいというふうを考えて財政運営は行っているつもりでございます。

以上です。

議長（田村 兼光君） 武道議員。

議員（15番 武道 修司君） 私も努力を全然してないとは思ってないんです。やはり財政課のほうでいろいろと細かくチェックをしながら無駄な部分は抑えていってるといのはわかっています。ただ、数字的にこういうふうになっていくと、ある意味もう少しメスをいれるべきところも出てくるのではないかなと。

特に、昨年ですか、公務員の給与引き下げ。2年間限定か何かで、今年度からか、始まったと思います。その後、また2年後にはまた戻るということで、来年から戻りますか、再来年か、

戻りますけど、そうなったときに、この必要経費、固定経費がまた上がっていきます。それまでに7.何%だったと思うんですが、それまでにその対策をしてないと、このポイントがまだ厳しい状況に上がっていくのではないかなと。

特に、経常収支比率をせめて80%台でキープをします。今回90.6%とぎりぎりですけど、やっぱり80%台をキープするというようにやはり努力していかないといけないと思うんですが、今年度を踏まえ、そういうふうな点でもう少し減額。来年度、再来年度の今後の流れができるものなのかどうなのかをお聞きしたいというふうに思います。

議長（田村 兼光君） 則行財政課長。

財政課長（則行 一松君） 財政課、則行です。経常経費につきましては、施設等の新しいものができたり、そういうものが出てきますとどうしても維持管理費的なもので上がってこようかと思えます。ですけども、一番大きくこの中で将来的に上がってこようというのが社会保障関係の扶助費部分。それと、やはり施設管理というところではあろうかと思えますけども、この部分につきましても切れるところは余りないとは思いますが。ただ、やはり意識の中で経費の節減というものをやはり考えて、第一にそこのところを考えると、これからまた財政運営していきたいと思っております。

議長（田村 兼光君） ほかにありませんか。西畑議員。

議員（10番 西畑イツミ君） 町税のほか住宅使用料、保険税、貸付金の累積する多額の滞納を減らすために、町長はどのような対策を講じるお考えでしょうか。（発言する者あり）一般会計の決算の中に、この累積する多額の滞納を減らすための実行ある対策を講じるようにと指摘されてるんで、今お聞きしてるんです。

議長（田村 兼光君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 一般会計の中では、まずはやっぱり税金。これについては地方税法による差し押さえ業務。これをやっぱりやらなければ滞納はなくなると。しかし、差し押さえでもやっても、なかなか払えない人は払えないということで、納税の猶予もやっております。

実際、誠意のある方には納税猶予とかいう形でやっておるけど、全く誠意のない方は差し押さえ。例えば、預金通帳の差し押さえをやって、それから一部でもお金があれば一応押さえて納入しておると。

それから、固定資産税については、不動産のある方は不動産を押さえておると。こういう状況で、税についてはもうこれがやっぱり究極的な滞納処分という形しか努力はあり得ないとこのように考えております。

それから、家賃。これについても現年度必ず納めるように。しかし、なかなかやっぱり納めづらい方々がおるようございまして、極力現年度、そして滞納分を少しずつという形で。そして

また、一応今後はいわゆる訴訟までもっていくという方針で、今都市政策課のほうには指示をしておりますし、それから、いろんな納付金もございますけれども、これは若干、保育料とかそういうのも若干の滞納がございますけれども、るる事業所のほうで努力をして、何とか滞納のないようにということで、ほんのわずかでございますけれども保育料あたりはあるようでございます。

以上です。

議長（田村 兼光君） ほかにございますか。西畑議員。

議員（10番 西畑イツミ君） 差し押さえなどをすると今町長言われましたが、納税者の生活実態を踏まえて適切な滞納整理を行うことと、滞納者には多重債務対策や生活保護制度の活用などを勧めて、生活再建を手助けするように助言が必要と思いますが、また減免措置をとることも大事と思います。

この要求した資料を見ますと、平成23年度の国保税の平均所得は44万円余りで、平均保険税は8万2,000円を超えております。これはもう負担能力をはるかに超えていますので、減免制度の周知徹底を図るべきですが、そのようなお考えはありますか。また、一般財源から繰り入れるお考えはありますか。

議長（田村 兼光君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 一応制度的なものは、今のところいつもと同じで減免制度等は考えてないと。そうしないと国保は 今この問題、一般会計ではございませんので、また国保のときに聞いてもらえばいいと思いますけれども そういう形で、減免制度というものは、私はやはり努力をして、そしてまた住民の方も納税の義務というものをちゃんとわきまえてもらおうと、これが私は町の常識じゃないかなとこのように考えておりますし、だから納税とかそういうものに対して誠意ある方については、納税猶予もしくは徴収猶予等々はこれは当然やっていくと、このような形で現在もやっておりますんで、全く誠意のない方、これについては即強制的な法により執行していくと、こういう方針でっております。

議長（田村 兼光君） 西畑議員。

議員（10番 西畑イツミ君） 誠意のない方というと、なかなか役場に相談に来るというのに、ものすごく足が出ない方が多いんで、そういう部分も検討していただきたいと思います。

この一般会計の決算の中に、財産に関する調書の町有の普通財産に旧六反田団地跡地が載っておりますが、これ活用計画はどのようにしているのかをお尋ねしたいんですが。

議長（田村 兼光君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 財産はこのようにあるということで、財産台帳にあるんでこれを決算の中で皆さんに公表していくということで、この活用計画は、この中で今答えていいのかわかちゅうのは.....。

一応処分はしていこうという方針は持っているけど、なかなか処分はできないというのが現状でございます。払い下げをすれば、入札をするとかそういう形でやっていかなければ公平な払い下げにはならないというふうに考えておまして、そういうことで、今後いわゆる町有地等々が分散しておりますが、これについては払い下げもやっていこうとこのように考えておるわけで、これはちょっともう決算でこれだけ財産があるということで御認知をしていただくものでございます。

議長（田村 兼光君） ほかにありませんか。工藤議員。

議員（5番 工藤 久司君） 西畑議員とちょっとダブるんですが、一般質問にならない程度に質問をさせていただきます。

不納欠損が今年度も一般会計で六百数十万あります。昨年が1,000万超えてたと思うんですが、少なくなったとはいえ六百数十万のいわゆる債権を放棄するわけですから、まずこれをもって町長、最初に説明をしてほしいと思うんです。ただ、所管の委員会では、所管分に関しては委員会で説明があると思うんですが、所管外ではどういう形で処分されてるのか、人数が何なのかってわかりませんので、まず何人分、今回不納欠損をしたのかをお願いします。

議長（田村 兼光君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 不納欠損は、法によってもうこれは一応欠損せざるを得ないというものを不納欠損ということでしておる。例えば、今まで滞納があって、生活保護を受け出してから3年を経過した方はもう一応支払う。法によって不納欠損するというふうな制度になっておりますし、それから、例えば、特に町県民税に多いんですけども、一時的にここに住所を置いて、もうすぐに転出を、ちょうど1月1日現在に本町に住所を置いて、転出をしている。そして、転出先に照会しても該当者がいないと、そういう方々が非常に多いんです、実際。そういう形の中では、もう5年間は探し続けるけど、5年たてばこれは当然時効という形の中で不納欠損をせざるを得ないということで、むやみに不納欠損をしておるわけではございませんけれども、もう法によってこれは取れないということになれば、極力、だから差し押さえ業務等をやりながら、時効にならないような措置をやりなさいということで、一応税務課には指示はしておりますし、件数については課長のほうからお答えさせます。

議長（田村 兼光君） 税務課、田村課長。

税務課長（田村 一美君） 税務課、田村です。件数についてお答えします。不納欠損のまず住民税ですけど、件数的には50件。それと住民税の特別徴収に関しまして、件数が16件。法人税、町民税に関しまして、件数が10件。固定資産税の件数につきまして84件。軽自動車税不納欠損について、件数が109件です。

以上です。

議長（田村 兼光君） いいですか。久保都市政策課長。

都市政策課長（久保 和明君） 都市政策課、久保です。決算書の13ページの住宅使用料の中に、163万6,230円の不納欠損額を上げております。これにつきましては、住宅共益費の滞納繰り越し分、上築城団地の水道使用料の滞納分を今回上げております。件数にしましては11戸と、そのほか台帳のない整理のついていないところのを合わせて167万4,680円ということで上げております。

議長（田村 兼光君） 工藤議員。

議員（5番 工藤 久司君） 一般質問でも財政について出しておりますので、徴収を見ると、また話が長くなりますので、あとはまた一般質問のほうでさせていただきます。

議長（田村 兼光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第1号は、厚生文教、産業建設、総務それぞれの常任委員会に付託します。

日程第6．認定第2号

議長（田村 兼光君） 日程第6、認定第2号平成23年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第2号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第7．認定第3号

議長（田村 兼光君） 日程第7、認定第3号平成23年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第3号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第8．認定第4号

議長（田村 兼光君） 日程第8、認定第4号平成23年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。西畑議員。

議員（10番 西畑イツミ君） この駅前の活性化促進事業特別会計ですが、回収業務がうまくいってありませんが、どのような対策をとって、この回収を進めていくのかをお尋ねいたします。

議長（田村 兼光君） 神崎課長。

商工課長（神崎 一浩君） 商工課、神崎です。現在、23年度末で1の方が完納となりまして、24年度は2の方が対象になっております。そして、1の方は名古屋のほうに行かれて、1の方は行橋というふうになってますが、昨年、行橋の方が職権削除をされまして郵便が返ってきている状況です。それで、今後についてですが、相手がどこにおるか分かりませんので、保証人、そしてまた裁判、そういうほうに話というか、業務を進めていきたいと思っております。

以上です。

議長（田村 兼光君） ほかにないですか。吉元議員。

議員（7番 吉元 成一君） 議案のことに対する質疑じゃないんですけど、先ほどから聞いてますと、ちょっと質問のあり方です。議長も首を横にひねってましたけど、今の質問なんか議案書に載ってますんで、最初に議運の委員長からお願いということでやってますよね、いつも。所管外の議案に載った分については、聞きたいこととかいろいろわからない点については参考人を求めることができると、委員会にです。そういったところで掘り下げた納得のいく話をしてもらえばいいんじゃないかなと思うんですけど、質疑で町の考え方とか町長の考え方を聞くことについては、やっちゃいかんとは言わんんですけど、一応ルールとしてそういうふうにやりましょううちの会議規則の中で議運の委員長から毎議会のたびにやられてるんです。ちょっとそういった点も議員の皆さんに考えていただいて、質疑をしてもらおうということをやったら。もしこれがいいいんやったら、僕もしたいことがいっぱいありますのでやりますが、よろしくお願ひします。

議長（田村 兼光君） 今、吉元議員が言ったように、これ質疑やからせないかんけど、ちょっと聞いてみて、聞いたらあとは委員会で、きょうは委員会付託のやつだから、委員会で汗が飛び出るような追及をやっておくれ。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第4号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第9・認定第5号

議長（田村 兼光君） 日程第9、認定第5号平成23年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第5号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第10、認定第6号

議長（田村 兼光君） 日程第10、認定第6号平成23年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。工藤議員。

議員（5番 工藤 久司君） 先ほどの一般会計でも不納欠損がありました。今回また国民健康保険税でも不納欠損が900万あります。先ほど来、吉元議員の話でなんですが、不納欠損するということは債権を放棄するわけですから、皆さんに報告せにやいかん。確かに委員会でこの件について所管外で申し込めば詳しく聞けるんでしょうけど、所管内の議員さんは知っていて、所管外の議員さんはこの内容を知らんということが多くて、皆さんに伝える義務があるんじゃないかと思って質問をしますが、簡単にこの内容を、900万の人数と、取れない最大の理由は先ほど町長から説明があったとおりだとは思いますが、その点だけを説明をお願いします。

議長（田村 兼光君） 田村税務課長。

税務課長（田村 一美君） 税務課、田村です。国民健康保険税の不納欠損の人数は152人です。

以上です。

議長（田村 兼光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第6号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第11、認定第7号

議長（田村 兼光君） 日程第11、認定第7号平成23年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。失礼しました。工藤議員。

議員（5番 工藤 久司君） 済みません、何回も。これも一緒に、今回初めてこの11万というのが上がったと思うんで、後期高齢者で何で取れんやっつろうかって、僕の中でなかなか答えがないので、取れなかった原因をお願いします。

議長（田村 兼光君） 平塚課長。

住民課長（平塚 晴夫君） 住民課の平塚でございます。後期高齢者医療特別会計でございますが、これについては年金から料を引くということで、23年度も99.04%の徴収率でございます。今回、不納欠損を上げておりますが、この内容といたしましては2件ございます。

1件は、外国人登録をされていた方がありまして、この方がかなり以前から築上町にはいないと。通常、住基法の中におきましては、調査して住民基本台帳から削除するということで、税もそのときに停止となることになるんですが、外国人の場合は法務省の許可がいるということで、これは法務省のほうに通知をしておりましたが、抹消ができないというような見解でございました。したがって、ことしの7月の9日、外国人の住民基本台帳への登録がありましたが、その時点で落としておりますが、それまでは住民票が落ちないというような状況がございまして、今回上げております。

また、もう1名の方についてはもう転出された方で、何回かお会いしに行ったんですが、お会いできないということで、誓約書等そういう徴収をとめるような手だてができなかったということで計上をさせていただいております。

以上でございます。

議長（田村 兼光君） いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております認定第7号は、厚生文教常任委員会に付託します。

・

日程第12．認定第8号

議長（田村 兼光君） 日程第12、認定第8号平成23年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております認定第8号は、厚生文教常任委員会に付託します。

・

日程第13・認定第9号

議長（田村 兼光君） 日程第13、認定第9号平成23年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。中島議員。

議員（12番 中島 英夫君） 簡単に質問をしますが、何と申しますか、次の項目の上水道あたりについては監査委員の意見が付されておるわけですが、ところが、これがないわけですから、それから附属資料を見ますと、西高塚地区及び、この予算執行の実績のところがあるんですが、13ページなんですけれども、西高塚地区の、それから椎田北部地区、これの加入件数が953件という、人員が3,143人ということで記述がございます。しかしながら、供用戸数これが全然書かれていないわけで、加入率が全然わかりません。それで、この加入率を明らかにしていただきたいと。そうしないと、供用戸数が明らかにしていただければ加入率が出ないわけですから、担当課長わかっておると申しますんで、この状況について明らかにしていただきたいと思っております。

議長（田村 兼光君） 下水道課の古田課長。

下水道課長（古田 和由君） 下水道課の古田です。よろしくお願いたします。ただいまの御質問の説明をさせていただきます。

下水道については、生活環境の改善、公共下水道の水質保全、快適な生活の確保を目的とする事業をしておりますが、しかしながら、管渠工事を完了いたしまして、下水道の使用開始をいただけないと事業の目的を達成できないということにしております。この中で、現在の加入率でございますが、農業集落排水事業の供用戸数については現在1,677戸で、接続戸数といたしましては、全体で953戸で加入率56%となっております。また、特定環境下水道事業の供用戸数は1,452戸で、接続戸数は747戸で、加入率は51%となっております。

以上でございます。

議長（田村 兼光君） 中島議員。

議員（12番 中島 英夫君） また、クレームがつきそうですが、こういうことなんですけれども、60%に加入率が上がっていないわけですが、執行部も鋭意に努力されておると申しますけれども、試算しますと、3%から5%上げますと数百万というような数字が常識的に何ぼ頭の悪い私でもすぐにわかるわけですから、どのような目標値を設定をして加入率を上げるような努力をなさってきたのかと。簡単でいいです。課長が説明したらもうそれでやめますんで、どういうことなのかちょっと説明してください、状況を。全く、しているのか、していないのか。

議長（田村 兼光君） 古田課長。

下水道課長（古田 和由君） 下水道課長古田です。加入戸数については、下水道課についても

努力していく意向にしております。今後も広報とそれからホームページ、それから下水道指定店がございますので、その方にも呼びかけをして、加入の促進をしていきたいと考えております。

以上です。

議員（12番 中島 英夫君） これ以上のことは申しませんが、全職員、課長以下頑張っていたと思います。加入率が低いんです。ですから、我々は未設置のところについては非常に不満があるわけです。せめて60%のところぐらいに上げていただきたいとそれだけです。もう回答ありませんから。終わります。

議長（田村 兼光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第9号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第14．認定第10号

議長（田村 兼光君） 日程第14、認定第10号平成23年度築上町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第10号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第15．認定第11号

議長（田村 兼光君） 日程第15、認定第11号平成23年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第11号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第16．認定第12号

議長（田村 兼光君） 日程第16、認定第12号平成23年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています認定第12号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第17・議案第79号

議長（田村 兼光君） 日程第17、議案第79号築上町空き家等の適正管理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。宮下議員。

議員（2番 宮下 久雄君） この条例の趣旨はわかりますし、賛同もするんですが、運用、どういう運用になるのか、そこら辺について質問をいたします。例えば、所有者とまたは町民に対する周知はどういう方法で行われるのか。また、立入調査というのがありますが、これは現実的に立ち入ることができるものなのか。ちょっとひっかかるところがございますので説明を願いたいと思います。

また、防災とか防犯という言葉も出てくるんですが、多分これ環境課から上がってると思うんですけども、防災、防犯の担当課は完全に無関係でよろしいのか。そういうところでお答え願いたいと思います。

議長（田村 兼光君） 永野環境課長。

環境課長（永野 隆信君） 環境課の永野でございます。住民への周知につきましては、広報、それからホームページ等で周知をしていきたいというふうに思っております。

その次に、法的の立入調査の関係でございますが、法的には、地方自治法の第14条2項に規定されております条例で住民に義務を課することができるということがございます。条例の目的を遂行するに当たりましては、立入調査の規定を置くこと自体問題はないものというふうに捉えておりますし、政策的にも調査がなければ適正に助言、指導、勧告、命令と行うことができないものと考えております。ただし、条例に根拠がございまして相手方が拒否した場合、この場合には実力行使で立ち入ることはできないというふうに思っておりますし、いわゆる搜索ということではできないものというふうに認識しております。

以上です。

議長（田村 兼光君） ほかにございますか。吉留総務課長。

総務課長（吉留 正敏君） 総務課の吉留です。今の条例につきまして、防災、防犯の面から所管課がまた関係ないのかというお尋ねでございますが、環境課のほうが防災、防犯上、所有者に対して勧告や命令など指導を行う場合、そういった場合は当然総務課のほうも関係してまいりますので、そこはお互いに興起しながら事を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（田村 兼光君） いいですか。

議員（2番 宮下 久雄君） はい。

議長（田村 兼光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第79号は、厚生文教常任委員会に付託します。宮下議員。

議員（2番 宮下 久雄君） ただいま総務課長のほうからも防犯、防災上のことに関しては、環境課からあった場合は関わるということでございますので、そうなれば厚生文教のみの付託でなく、総務のほうにも同時に付託していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（田村 兼光君） 局長、進君。

事務局長（進 克則君） 築上町の一応会議規則がございます。一応会議規則の71条におきまして、今言われたように委員会2つにまたがるような場合におきましては、連合審査という形の手法がとれます。それで、委員会は精査または調査のため必要があると認めるときは、ほかの委員会と協議して連合審査会を開くことができるとなっておりますので、その手法をとっていただけないかなと考えております。

以上です。

議長（田村 兼光君） いいですか。（「両方に付託はできんの」と発言する者あり）局長、進君。

事務局長（進 克則君） 1議案につきましては、基本的には1つの委員会に付託するというふうになっております。2つ以上のものに対して付託することはできないようになっております。

議長（田村 兼光君） いいですか。 これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第79号は、厚生文教常任委員会に付託します。

・

日程第18・議案第80号

議長（田村 兼光君） 日程第18、議案第80号築上町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第80号は、産業建設常任委員会に付託します。

・

日程第19・議案第81号

議長（田村 兼光君） 日程第19、議案第81号築上町森林とのふれあい施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。武道議員。

議員（15番 武道 修司君） 今回の条例の変更は、早く言えば減額をすると。減額をすれば、今まで利用された人が、数が一緒であれば当然収入は減る。減額をして人数がふえれば、当然収益は上がるということになると思うんですが、どのような計画を持ってこの減額に踏み切ったのか、今までの集客人数をどこまでふやすつもりなのかをお聞きしたいというふうに思います。

議長（田村 兼光君） 八野副町長。

副町長（八野 紘海君） 副町長です。今の現在の集客は、年間、月平均12人ぐらいで、年間にすれば130から150の範囲が宿泊してるという形になっております。

それで、私が5月23日に取締役就任して、コマーレに掲げている看板、ここにビラ・パラのパンフレットがありますけど、1日7,500円という大きなパンフレットが出ております。その7,500円で果たしてそのビラ・パラ、もう数十年、二十数年たってる施設に果たして来ていただけるかどうか。

例えば、学生の親子でバーベキューとか、合宿といいますか、そういう塾の合宿とかした場合に、7,500円という数字じゃとても来ていただけない。7,500円出せば、九重とかあいうすばらしい環境のところに行くでしょうし、それならということで検討した中で、例えば大分県中津のやかた田舎の学校ですか、学校施設を改良したところ、そして民間の企業の保養所とか、ちょっとしたキャンプ場のちょっと格上の施設になれば大体2,500円前後、そして子供は1,500円前後、食事が1,500円、朝食が500円ということで、5,000円以内の数字であれば我々も営業活動ができるだろうということで、この年間130名を倍、2倍、3倍にしたいという思いで提案をいたしました。

以上です。

議長（田村 兼光君） 武道議員。

議員（15番 武道 修司君） 考え方は基本的に理解できます。ただ、これをやるということになれば、やはりしっかり計画を立てて、今例えば120か130人ぐらいですか、その130人ぐらいの人数が、今2倍か3倍にというすごいアバウトな。確実にこれを200人にしますとか、250人にしますとかいう計画をしっかり立てて、その計画に基づいて、その流れをしっかりとつくっていただきたい。

もしその流れができなければ、今後どうするのかという部分を踏み切らないといけないのではないかと。現時点ではもうそういうふうな状況にきてるだろうと思うんです。だから、そういう

ふうな計画をしっかりと立て、その計画にのっとってやっていただきたい。もしその計画に到達しなければ、そういうふうな次の段階の考え方もしっかりと検討していただきたいなというふう
に思います。

以上です。

議長（田村 兼光君） いいですか。 これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 8 1 号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第 2 0 . 議案第 8 2 号

議長（田村 兼光君） 日程第 2 0、議案第 8 2 号公の施設に係る指定管理者の指定についてを
議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 8 2 号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第 2 1 . 意見書案第 7 号

議長（田村 兼光君） ここで追加議案です。日程第 2 1、意見書案第 7 号地球温暖化対策に関
する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書（案）についてを議題とします。

事務局の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。進事務局長。

事務局長（進 克則君） 議会事務局、進です。意見書案第 7 号、地球温暖化対策に関する
「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書（案）について、上記の意見書案を
築上町議会会議規則第 1 4 条の規定により別紙のとおり提出します。平成 2 4 年 9 月 7 日。提出
者、築上町議会議員、信田博見。賛成者、築上町議会議員、中島英夫、賛成者、築上町議会議員、
西口周治。築上町議会議長、田村兼光殿。

議長（田村 兼光君） 信田議員。

議員（1 4 番 信田 博見君） 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」
の構築を求める意見書（案）について、本案については、全国約 3 0 7 市町村議会が加盟して
おります全国森林環境税創設促進議員連盟、会長は新潟県村上市議会議長の板垣氏でございま
す からの依頼でございます。

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の
課題となっており、森林の持つ地球環境保護、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保持など森
林の公益的機能を持続的に発揮する必要があります。

しかしながら、これらの森林を保有する市町村では、木材価格の暴落、低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあります。このような中、平成24年10月に地球温暖化対策のための税、またの名を石油石炭税が施行されます。よって、地球温暖化防止をより確実なものとするため、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備、保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、地球温暖化対策のための税の一定割合を森林面積に応じて譲与する仕組みを早急に構築するよう地方自治法第99条の規定により意見書提出を求めるものでございます。よろしく御審議の上、御採択お願いいたします。

以上です。

議長（田村 兼光君） これで説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております意見書案第7号は、産業建設常任委員会に付託します。

これで議案質疑及び委員会付託を終了します。

なお、議案に対する資料要求があれば、事務局に所定の様式で申し出てください。

・

以上で、本日の日程が全て終了しました。

これで散会します。御苦労さんでした。

午前11時16分散会